

戸籍法、国籍法の

一部改正について

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和六十年一月一日から施行されました。その主な改正点は次のとおりです。

に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

二重国籍の防止・解消

父母両系主義の採用

これまで、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれないのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれた時

に父母両系主義を採用すると二重国籍になる子が多くなります。例えば、韓国人夫、日本妻の夫婦から生まれた子は、これまで父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、

新たに次のような重国籍防止のための制度を設けました。
(1) 国籍の留保制度の適用範囲の拡大、国籍の留保制度というのは、例えば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与えることとしいる国(これを生地主義国といいます)で生まれたことにより二重国籍になつた子は、日本の国籍を

これからは、これに加えて、母親の日本国籍をも取得して二重国籍者になります。

改正法は、このようない重国籍の増加に対処するため、新たに次のような重国籍防止のための制度を設けました。

改正法施行の日に二十歳未満の条件の下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができます。

留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。これまで、この制度は生地主義国だけに適用があったのですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となつた場合にすべて国籍留保の届出を必要とするようになりました。

届出による国籍の取得

(2) 国籍の選択制度の新設
この制度によれば、二重国籍者は、原則として二十二歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。

受けている方々にも既得権を保護して、今までどうりの年金額を保障し、老後の生活設計に狂いが生じないようにするためにとっている措置です。

また、五十九歳以下の方に

改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から六ヶ月以内に市長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名のことができるようになりました。

国際結婚をした人の

氏の変更

A 十一年四月一日に六十歳以上の方は従来どおりとするところになっています。
これらの方には今までどちらの方法で計算された年金額が支給されますので、年金額が下がるということはありません。

Q 現在六十二歳の者です。国民年金を掛け終つて十五歳から年金をもらおうと考えています。

しかし、今度の改正で年金額が下がつてしまふと聞きました。これは既に保険料を掛け終り、受給開始年齢になるのを待つてあるあなたのような方

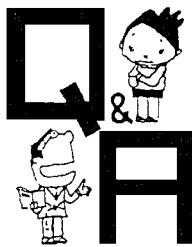
年金についてのお問い合わせをしています。法務局(3)1111内線245は、市民課年金係へ。大臣から催告され、一ヵ月以内に選択をしないと自動

詳しいことは法務局又は市民課にお尋ね下さい。

また法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務

大臣から催告され、一ヵ月以内に選択をしないと自動

あなたの年金相談室



あなたの年金相談室

Q 現在六十二歳の者です。国民年金を掛け終つて十五歳から年金をもらおうと考えています。

しかし、今度の改正で年金額が下がつてしまふと聞きました。これは既に保険料を掛け終り、受給開始年齢になるのを待つてあるあなたのような方